

兵庫県公報

平成23年2月28日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 公共施設整備基金条例の一部を改正する条例（財政課）	1
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1
○ 国民健康保険事業広域化等支援基金条例の一部を改正する条例（医療保険課）	2
○ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	2

公布された法令のあらまし

●公共施設整備基金条例の一部を改正する条例（条例第1号）

公共施設整備基金について、県の公共施設の整備の財源としてだけでなく、市町等の公共施設その他の施設の整備の財源としても充てることができるようにするため、所要の整備を行うこととした。

●特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

平成23年3月分の知事及び副知事の給料月額、現行の知事にあつては100分の20、副知事にあつては100分の15に相当する額を減ずる措置に加え、100分の5に相当する額を減じた額とすることとした。

●国民健康保険事業広域化等支援基金条例の一部を改正する条例（条例第3号）

国民健康保険事業広域化等支援基金を処分することができる場合に、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町に対する支援の方針の作成及び当該方針に定める施策の実施に係る財源に充てる場合を追加することとした。

●警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

勤務の特殊性及び国の同種の手当額の改正を考慮し、警察職員が国際緊急援助活動業務に従事したときに支給される特殊勤務手当の額を改正することとした。

条 例

公共施設整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年2月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第1号

公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

公共施設整備基金条例（昭和49年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公共施設」を「公共施設その他の施設」に改める。

第2条第1号及び第4条中「県の公共施設」を「公共施設その他の施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年2月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第2号

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように

改正する。

附則に次の1項を加える。

(給料月額の特例)

18 平成23年3月分の知事及び副知事の給料月額は、附則第13項及び別表第1の規定にかかわらず、同項に規定する額から同表に規定する額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第3条第2項及び第5項、第4条第2項並びに第5条の規定の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



国民健康保険事業広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第3号

国民健康保険事業広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

国民健康保険事業広域化等支援基金条例（平成15年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町に対する支援の方針の作成及び当該方針に定める施策の実施に係る財源に充てる場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年2月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第4号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第16号の2中「2,000円」の右に「(現地の治安の状況等により、心身に著しい緊張を与える業務に従事した場合には、4,000円)」を加える。

第3条中「従事しなかつた」を「従事しなかった」に、「あつては」を「あつては」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。